



薬生監麻発 0329 第 4 号  
平成 31 年 3 月 29 日

各都道府県薬務主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長

「麻薬取扱者の免許申請について（通知）」の一部改正について

法人又は団体である麻薬取扱者の免許申請に際し、診断書の添付を必要とする「業務を行う役員」の範囲については、「麻薬取扱者の免許申請について（通知）」（昭和 57 年 9 月 24 日付け薬麻第 589 号厚生省薬務局麻薬課長通知。以下「課長通知」という。）によって、その取扱いを示しているところです。

今般、「規制改革実施計画」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）において、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年 3 月 17 日法律第 14 号。以下「法」という。）に基づき免許を受けている麻薬小売業者にかかる業務を行わない役員について、診断書の添付が不要となる役員の範囲を明確にすること等の措置を講ずることが盛り込まれました。

つきましては、麻薬小売業者を含め、法第 3 条第 3 項第 7 号にいう「法人又は団体であつて、その業務を行う役員」の範囲について、課長通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとしますので、貴管下関係業者に対する周知及び指導について、遺漏なきよう適切な対応をお願いいたします。